

条番号	第2回こども未来会議時点での記述	見直し結果	説明等
名称	(仮称)みよし市こども基本条例	みよし市こども基本条例	・本市がこども施策を展開していくに当たり、拠り所とすべき性格を有する条例とするため、条例の名称から（仮称）を外し、みよし市こども基本条例としたいと考えます。
第3条	全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。	<u>こどもは生まれながらにして、大人と同じように一人の人間としての権利の主体です。</u> 全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。	・本条例において大変重要な意味を持つ文言であり、先進地の事例なども参考に,条文の冒頭に追加したいと考えます。
第3条	(3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、有害な情報など安全安心なを妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利	(3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、 <u>プライバシーの侵害</u> 、有害な情報など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利	・こどもの意見等を踏まえ、「プライバシーの保護」に関する文言を追加したいと考えます。 【意見】 ・プライバシーが守られる。〔こども会議〕 ※こどもの権利条約第16条では、こどもたちにはプライバシー権、通信の秘密があり、また名誉や信用が守られなければならないと定めています。
第5条	保護者は、こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し、こどもと向き合い、こどもに寄り添い、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。 2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	第5条 保護者は、こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し、こどもと向き合い、こどもに寄り添い、 <u>応援し</u> 、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。 2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが <u>幸せを感じるとともに</u> 豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	・こどもの意見等を踏まえ、「応援し」、「幸せを感じるとともに」に関する文言を追加したいと考えます。 【意見】 ・居心地のいい場所を作る（良い家庭環境）〔こども会議〕 ・先生と親はいつでも寄り添って応援してほしい。〔こども会議〕 ・お母さんが元気だと嬉しい。〔児童館インタビュー〕 ・こどもにとっての幸せ－家族といわれること。〔児童館インタビュー〕
第8条	2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが幸せを感じるとともに豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが幸せを感じるとともに豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。	・こどもの意見等を踏まえ、「自立性、主体性、個性」の文言を追加したいと考えます。 【意見】 ・「答えとちがう」をなくす。〔こども会議〕 ・多様な意見、考えを認めてほしい。〔こども会議〕 ・答えのない自由な問題が必要。それによって多様性が生まれると思う。〔こども会議〕 ・こどもに合った教育の仕方を考えよう！〔こども会議〕 ・学校でもっと個性を出せる空間がほしい。〔こども会議〕

第 1 4 条	市は、こどもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしくすごすことができる居場所の充実に努めます。	市は、 <u>こどもの多様な要望を満たし</u> 、こどもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしくすごすことができる居場所の充実に努めます。	・こどもの意見等を踏まえ、「こどもの多様な要望を満たし」の文言を追加したいと考えます。 【意見】 ・こどもの居場所（遊べる場所、心を落ち着かせる場所、一人でいられる場所、楽しい場所）。〔こども会議〕 ・どんな場所があったらいい - 自由な場所、自分が行きたい時に行ける、こどもしか入れない場所。〔児童館インタビュー〕 ・どんな場所があったらいい - みんなが仲良くなれる場所。〔児童館インタビュー〕 ・こどもの居場所とは、（金銭面や送迎などで）保護者に頼らなくても、こども自身の意志と希望でいることのできる場所のことだと思います。〔意見募集〕
第 1 5 条	（不登校のこどもへの支援） 市は、こどもが自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。	（不登校のこども<u>など</u>への支援） 市は、 <u>特別な支援が必要なこども、外国人のこども、学校に通うのが困難な</u> こどもが自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。	・不登校のこどもを意図したものから、障がいを抱えるこども、外国人のこどもを含めたものにしたいと考えます。 【意見】 ・不登校のこどもには残念ながらこのみよし市には居場所がないように思います。（後略）〔意見募集〕 ・（前略）本人自身がみんなと一緒にやっていく覚悟を決めることが必要です。自分が健常者として生きていくのか、それとも障がい者として生きていくのか、本人が決めることです。（後略）〔意見募集〕
第 1 7 条	・市は、こどもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の数度に応じ意見を表明できる環境の整備に努めます。	市は、こどもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の数度に応じ意見を表明し、 <u>適切に反映される</u> 環境の整備に努めます。	・こどもの意見等を踏まえ、「適切に反映される」との文言を追加しました。 【意見】 ・大人の意見よりこどもの意見は説得力が弱い。〔こども会議〕 ・こどもがいい意見を言っても大人の意見が優先される。〔こども会議〕 ・意見を言う機会を増やしてほしい。〔こども会議〕
第 2 章	・節に関するもの 第 2 章 市が行う基本的な取り組み（第10条－第19条） ・条番号の見直しに関するもの 第15条（不登校のこどもへの支援） 第16条（こどもの貧困対策）	・節に関するもの 第 2 章 市が行う基本的な取り組み <u>第 1 節 基盤となる取り組み</u> （第10条－第11条） <u>第 2 節 安全安心のための取り組み</u> （第12条－第15条） <u>第 3 節 健やかな成長のための取り組み</u> （第16条－第19条） ・条番号の見直しに関するもの 第15条（こどもの貧困対策） 第16条（多様な選択の支援）	・第 2 回こども未来会議での意見を踏まえ、第 2 章をカテゴライズした節を新たに設けました。また、これにあわせて条番号の見直しを実施しました。